

鎌倉市立学びの多様化学校（不登校特例校）
設置支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

鎌倉市教育委員会

教育文化財部 多様な学びの場づくり担当

1 趣旨

文部科学省による令和4年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」において、全国の不登校児童生徒数は小学校及び中学校で約30万人、高等学校を合わせると約36万人に上り、過去最高となりました。こうした全国的な傾向と同様、本市における不登校児童生徒数は近年増加の一途を辿っており、不登校児童生徒の学びの保障が課題となっています。

このような状況にある中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の本旨に基づき、本市では令和7年（2025年）4月に学びの多様化学校（不登校特例校）を設置する方針を決定し、現在、同校のコンセプト、教育課程、転入学方法の制度等について検討を進めているところです。

検討に当たっては、不登校児童生徒及びその保護者等の意見やニーズ、個々の児童生徒の特性に応じた個別最適な学びの在り方、本市における多様な学びの場の果たす役割といった多岐に亘る要素を総合的に整理する必要があります。さらに、学びの多様化学校における学びと生徒の適切なマッチングの観点から、コンセプト、教育課程及び学校生活等について児童生徒やその保護者に正確な情報を伝えていくことが不可欠です。

令和7年（2025年）4月の学びの多様化学校の設置までの時間的制約のある中、不登校児童生徒等から聴き取った意見を整理した上でコンセプト等に反映し、決定した情報を分かりやすく伝える資料を作成していくためには、ワークショップ等の意見収集のノウハウに精通するとともに、不登校児童生徒支援に関する知見・経験を有し、イラストや図を用いた分かりやすい資料を作成できるデザイン力を備えた専門的な人材から支援を受けることが必要です。

以上のことから、本委託業務は学びの多様化学校の設置に向けて本市が実施する不登校児童生徒等の意見収集、コンセプト等の策定及び学びの多様化学校に係る資料の作成について支援を実施することを目的とします。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

鎌倉市立学びの多様化学校（不登校特例校）設置支援業務委託

(2) 業務内容

別紙「鎌倉市立学びの多様化学校（不登校特例校）設置支援業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）3月31日まで

(4) 事業費限度額

本業務における事業費の限度額は4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本件は、令和6年度予算議決前の契約準備行為として実施するものであり、議会において予算の減額又は削減があった場合は、本プロポーザルについて実施の効力を失い、契約はいたしません。

3 委託事業者選定方法

公募によるプロポーザル方式

4 担当課

鎌倉市教育委員会教育文化財部多様な学びの場づくり担当

所在地: 〒248-8686 鎌倉市御成町 18 番 10 号 第4分庁舎2階

電話: 0467-23-3000 (内線 2274)

メールアドレス: tayou@city.kamakura.kanagawa.jp

ホームページ URL: <http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/>

※問合せについては土曜日、日曜日及び祝日等の休日(以下「休日」という。)を除く毎日、午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)で受け付けています。

5 参加資格

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

- (1) 不登校児童生徒支援に関する知見及び実績を有すること。
- (2) 児童生徒や保護者を対象としたワークショップ等の企画・実施について実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に基づく一般競争入札の参加制限を受けていない者及び同条第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) 監督官庁より営業停止処分又は営業免許若しくは営業登録の取消処分を受けていないこと。
- (5) このプロポーザル方式実施の公告の日から委託業務契約締結の日までの間のいずれの日においても、鎌倉市入札指名停止等取扱基準の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。)でないこと。
- (7) 共同企業体を構成することは不可とし、単体企業等で参加申込書(様式1)を提出すること。
- (8) 鎌倉市暴力団排除条例(平成23年10月条例第11号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

6 選定スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュール(概要)は以下のとおりです。

内容	期間等
公募の開始	令和6年(2024年)2月28日(水)から本市ホームページにて提出書類等のダウンロードができます。
参加申し込み	令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年3月12日(火)までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)に多様な学びの場づくり担当に提出書類を持参するか、郵送(令和6年3月12日(火)必着)で提出してください。
質問の受付(電子メール)	令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年3月5日(火)午後5時まで ※メール送信後、多様な学びの場づくり担当に送信確認の電話をしてください。 ※質問の回答は、令和6年3月8日(金)までに本市ホームページ上で公開します。
提案書等の提出	令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年3月15日(金)までの土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)に多様な学びの場づくり担当に

	提出書類を持参するか、郵送(令和6年3月15日(金)必着)で提出してください。
プレゼンテーション	令和6年(2024年)3月27日(水)午後1時30分から午後5時を予定
結果通知	令和6年(2024年)3月29日(金)(予定)に、プレゼンテーション参加事業者全員に審査の結果を電子メールにて通知します。

7 参加申込み

このプロポーザルに参加する場合は、次の書類を提出してください(各1部)。提出された書類を審査し、参加資格要件を満たしていないと判断した場合、参加できない場合があります。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル参加申込書	指定様式による(様式1及び別紙)
②	誓約書	指定様式による(様式2)
③	登記事項証明書	発行日から3か月以内のもの。コピー不可。

(1) 受付期間及び提出方法

令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年3月12日(火)まで

※上記期間内の土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)に持参又は郵送(必着)してください

(2) 資格審査

提出された書類に基づき、参加資格について事前審査を行います。審査の結果については、令和6年(2024年)3月13日(水)までに参加申し込みをいただいたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。審査の結果、参加資格を有すると確認できた事業者(以下「参加事業者」という。)には、提案書等の提出及びプレゼンテーションを行っていただきます。

8 質問の受付

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質問票(様式3)」を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年(2024年)3月5日(火)午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式3)」に必要事項を記入し、電子メールに添付して「多様な学びの場づくり担当」へ提出してください。電子メールの表題は「プロポーザルに関する質問(事業者名)」としてください。メール送信後「多様な学びの場づくり担当」に受信確認の電話をしてください。電子メール以外での質問(電話での問い合わせ等)は受け付けません。送信する電子メール及び電子メールに添付する書類は、コンピュータウイルス対策処理を実施の上、送信してください。

(3) 回答

質問及び回答の内容は、令和6年(2024年)3月8日(金)までに本市ホームページ上にて公開します。

回答を公表した旨については、公表時点で参加申し込みをしたすべての事業者へ電子メールで通知する予定です。

9 提案書等の提出

参加事業者は、以下のとおり審査に必要な書類を提出してください。

(1) 提出期間及び提出方法

令和6年(2024年)2月28日(水)から令和6年3月15日(金)

※上記期間内の土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで(午後0時から午後1時を除く)に持参又は郵送(必着)してください

(2) 提出書類

ア 提出部数は、正本1部(①～⑥を一式)、副本10部(②～⑤を一式)とします。

イ 正本(①～⑥すべて)のみ事業者名を入れ、副本には事業者名や事業者が特定できるマーク、製品名等は記載しないでください。

No.	提出書類	注意事項
①	公募型プロポーザル届出書(様式4)	指定様式による
②	実施体制調書(様式5)	指定様式による
③	提案書	任意様式(A4両面4枚まで) ※提案内容は、次に掲げる事項を含め、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述してください。 仕様書の4に示す業務内容について具体的手法や工夫についての提案
④	業務工程表	任意様式による 想定される業務に関するスケジュールを明示してください。
⑤	見積書	任意様式による 各業務の単価や費用や人件費の内訳がわかるように作成してください。
⑥	その他	会社概要のパンフレット等

(提出書類作成に関する注意事項)
日本工業規格によるA4の規格、左綴じで作成してください。なお、⑥についてはサイズを問いません。

10 審査の基準及び選考方法

(1) 選考方法

本市が設置する選考委員会において事業者からの提案を評価し、選考を行います。選考は審査基準により最高得点を得た者を優先交渉権者とし、選考にあたって最低基準を設けるものとし、その基準を上回ることを要件とします。選考による得点が同点となった場合は見積価格が廉価の者を上位とし、更に見積価格も同価格の場合は選考委員の合議により上位の者を決定します。

なお、企画提案の応募が1者であった場合でも選考を行うものとし、また、選考の結果、最低基準の点数を上回っている者がいなかった場合、契約を行いません。

(2) プレゼンテーション実施予定日時

令和6年(2024年)3月27日(水)午後1時30分から午後5時を予定

(変更になる場合、提案書等の提出期限までに参加事業者にご連絡するものとします。)

(3) プレゼンテーション会場等

参加事業者ごとのプレゼンテーション開始時間及び場所等の詳細については別途ご連絡します。

(4) プレゼンテーション出席者

本業務に係る担当者及び営業担当者の参加を含めた3名以内での出席をお願いします。プレゼンテーションは本業務を主に携わる者が行うこととします。会社名を特定できる社章等は身に付けないでください。

(5) プレゼンテーションの方法等

20分以内のプレゼンテーション(20分を超過した場合は、途中でも終了となります)の後、提出書類の内容等に関する質疑応答(20分程度)を行います。プレゼンテーションの場において、参加事業者が特定可能となるような表現はしないでください。

また、プレゼンテーション時にパソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「多様な学びの場づくり担当」に事前に連絡してください。

(6) プレゼンテーションの内容等

事前に提出したプロポーザル提案書の内容についてプレゼンテーションしてください。また、プレゼンテーション時に使用する資料については、当日追加配布することができます。

(7) その他

審査内容は非公開とします。

(8) 審査基準

項番	審査項目	配点		審査の視点
1	業務の実施体制について	10	(1)	業務の遂行に必要な人員体制が具体的に示されているか
			(2)	不登校児童生徒支援の経験のある者が配置されているか
2	参加事業者及び提案内容について	60	(1)	不登校児童生徒及びその保護者等から意見収集するためのワークショップの企画・実施に必要な知識やノウハウを有しているか
			(2)	不登校児童生徒及びその保護者等から意見収集するためのワークショップの企画案について、適切かつ具体的な提案がなされているか
			(3)	学びの多様化学校(不登校特例校)のコンセプト及びコンセプトを具現化する教育課程(特に「探究的な学習」のカリキュラム)等の策定に係るコンサルティングに必要な不登校児童生徒支援等の知識を有しているか
			(4)	学びの多様化学校(不登校特例校)のコンセプト及びコンセプトを具現化する教育課程(特に「探究的な学習」のカリキュラム)等の策定に係るコンサルティングに十分な効果が期待できるか
			(5)	本業務において作成する学びの多様化学校(不登校特例校)に係る資料を作成するためのスキルや実績を有しているか
			(6)	本業務において作成する学びの多様化学校(不登校特例校)に係る資料の内容について、具体的なイメージができているか
3	提案全般について	30	(1)	本業務の主旨を理解し、適切な提案が示されているか
			(2)	仕様書記載の業務内容及び業務方法について、参加事業者の特徴・強みなどを活かした独自の提案や追加の提案がされているか
			(3)	提案内容は実現性があるか
4	業務の見積額	10	(1)	見積額が業務内容に対して適切であるか
			(2)	コスト縮減に向け、費用対効果の大きい手法が採用されているか

11 結果の公表

選定結果については、本市ホームページで公表するとともに、令和6年(2024年)3月29日(金)までにすべての参加事業者宛に電子メールで通知する予定です。

12 契約締結等

優先交渉権者との契約にあたっては、選定された提案内容を基に、細部について発注者と協議し、委託上限額内で業務内容及び契約金額を決定した上、締結するものとします。なお、協議に必要な資料については、優先交渉権者が作成するものとします。

なお、優先交渉権者が何らかの理由により契約締結できなかった場合、次点の事業者と契約交渉を行うものとします。

また、契約にあたっては、鎌倉市契約規則第2条に規定する契約金額(概算)の100分の10以上の契約保証金が必要となります。なお、鎌倉市契約規則第5条に該当する場合は免除とします。

13 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出期限までに提案書等が提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提案書類中の見積書に関して、市の上限額を超える見積金額を提出した場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選考委員長が失格であると判断した場合

14 その他留意事項

- (1) 手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (3) 書類の提出後の修正又は変更はできません。
- (4) 契約を締結する事業者は、提出書類の「業務工程表」に記載する内容を基に本市と協議を行い、決定したスケジュールに基づき業務を実施するものとし、本市の許可なく業務工程の変更はできないものとします。
- (5) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属します。ただし、発注者がこのプロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (6) 提出された書類は返却しません。
- (7) 本件契約後、このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、鎌倉市情報公開条例(平成13年9月条例第4号)に基づき提出書類を公開することがあります。
- (8) この委託業務の契約においては、契約書の作成が必要となります。当該契約書には、業務の一部の再委託に関する定めを設けるものとします。
- (9) 参加申し込みの後に辞退する場合は、「辞退届(様式6)」を提出するものとします。
- (10) この実施要領に定めのない事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、鎌倉市契約規則(昭和39年6月規則第20号)、鎌倉市財務規則(平成7年規則

第34号)等関係法令等の定めるところによります。